

事業者向け

令和二年七月豪雨の影響を踏まえたフロン排出抑制法に基づく
フロン類算定漏えい量報告・公表制度の報告期限の対応について

令和二年七月十四日
環境省地球環境局フロン対策室
経済産業省オゾン層保護等推進室

この度の令和二年七月豪雨により被害を受けられた事業者の皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

フロン排出抑制法に基づき、フロン類を1,000t-CO₂以上排出した特定事業者に対し、自らのフロン類排出量を事業所管大臣に報告することが義務づけられております。このたび、令和二年七月豪雨の影響を受けた事業者に対しては、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」及び「令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年政令第223号）」の規定が適用され、免責に関する措置が設定されております。その対応方針を以下のとおり取りまとめましたので、御参照いただきますようお願いいたします。

その他、令和二年七月豪雨の影響により、算定漏えい量報告・公表制度に関する対応にお困りの事業者におかれましては、下記問合せ先に御相談下さい。

【令和元年（2019年）度のフロン類算定漏えい量の報告に係る提出期限の免責について】

	通常提出期限	免責期限
フロン類算定漏えい量報告・公表制度の報告書	令和2年7月末	令和2年10月30日

■問合せ先

エム・アール・アイ リサーチアソシエーツ株式会社

フロン類算定漏えい量報告・公表制度ヘルプデスク

Tel : 03-6858-3134（平日 9:30-17:30）

メール: furon-helpdesk@mri.co.jp